第6章 協働による更なる小城市の未来に向けて

今後、更に地方分権が進んでいく中で、益々"自分たちのまちは、自分たちで"といった意識と行動力が必要となってきます。

協働を理解し、更に発展させ、市民の思いを形あるものに するための第一歩を踏み出してみませんか?

(イメージ)

一人の市民がいて、一歩 市民活動に参加していて 行政や企業に関わってい る。



STEP 1. (自治を考える!!)

自治ってなあに??・・・・市民一人ひとりが地域課題解決に向け、主体的に参加し、自らが住んでいる身近な所で解決していること。

STEP 2. (市に伝え、課題を共有することを考える!!)

協働で、よりよい解決方法を共に導くため、地域の課題について、市民から提案できる仕組みづくりを行う。

STEP 3. (自治基本条例を考える!!)

自治基本条例ってなあに??

・・・・自治基本条例とかまちづくり基本条例、まちづくり理念条例など名称は、様々ありますが、住民自治による協働のまちづくり活動を推進し、まちづくりにおける市民の権利と責任、市民参加の方法などを明らかにし、自治の実現を図るもの。

「自治体の憲法」

<u>制定に関し、押さえておくこと。</u> 「この町は、どう変わるか?、」 どうやって誰のためにやるの

かし